

増税目前!

中小・小規模事業者の皆さん

消費税率引上げへの準備はお済みですか?

複数税率対応レジ導入補助

制度概要

キャッシュレス決済導入補助・ポイント還元

軽減税率対策補助金

飲食料品等を扱う中小・小規模事業者が複数税率対応レジや付属機器として決済端末等を導入する際に係る費用を補助

中小・小規模事業者が購入するもの

- ①複数税率対応のレジ本体
- ②レジに付属する機器 (決済端末を含む)
- ③設置に要する経費

必要な経費の 1/4 を
中小・小規模事業者が負担、
残りの 3/4 を国が補助

キャッシュレス・消費者還元事業

中小・小規模事業者に対する決済端末導入費用・決済手数料の補助やキャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元

制度を利用すれば、決済事業者が提供

- ①キャッシュレス決済端末、タブレット等
- ②決済端末の利用に必要な付属機器
- ③システム利用料、設置費用等

自己負担なし

制度の活用パターン

中小・小規模店舗

飲食料品等を販売し
軽減税率対応が
必要な事業者

軽減税率の対象となる
飲食料品等を
販売していない事業者

比較的安価なレジもあるので、
まずはレジ販売業者
にお問い合わせください。

複数税率対応のレジを
導入したい場合

レジの導入

軽減税率対策
補助金を活用

レジ本体

費用の 1/4 が自己負担
(3/4 を国が補助)

複数税率対応のレジに併せて
キャッシュレス決済端末等も
導入したい場合

レジの導入

軽減税率対策補助金を活用

レジ本体+
決済端末等 (付属機器)

費用の 1/4 が自己負担
(3/4 を国が補助)

キャッシュレスの消費者ポイント還元の対象店になりたい場合

キャッシュレス決済を
新たに導入する場合

キャッシュレス決済を
導入済みの場合

キャッシュレス決済端末等の導入

どちらの補助制度を
活用するかを選択

決済事業者を通じて
国 (事務局) に登録

キャッシュレス・消費者還元事業を活用

決済端末等 自己負担なし

(国が費用の 2/3、決済事業者が費用の 1/3 負担)
【その他の支援】

- ①決済手数料約 2%以下
- ②消費者へのポイント還元 (←来店者促進)

(参考) 経済産業省 HP

〈お問い合わせ先〉

軽減税率対策補助金：申請窓口 0120-398-111

キャッシュレス・消費者還元事業：ポイント還元窓口 0570-000655

最寄りの商工会議所、商工会の相談窓口

富山県商工労働部商業まちづくり課：076-444-3251

URL：http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/kj00020803.html

まずは、
ご確認・ご相談
ください。



複数税率対応レジ導入

ご注意ください!!

軽減税率対応のレジを用意しないと顧客からのクレームが増えたり、納税額がわからなくなる可能性があります。

レジ補助申請の流れ

STEP.1

軽減税率対応のレジが必要かどうかを確認

レジを購入*

STEP.2

申請書を作成

メーカーや販売店、ベンダーによる代理申請も可能です。
メーカー等にお問合わせください。

STEP.3

申請書を郵送で提出

事業期間

*補助対象となるレジには、「対象製品証明書」が添付されています。

補助対象期間：～2019年9月30日

期間中に複数税率対応レジの導入・改修に関する契約等の手続きを完了しておく必要があります。

申請受付期間：～2019年12月16日

期間中に補助申請書類を提出(消印日)する必要があります。

レジの他にも、受発注システムや請求書管理システムの改修が必要かどうか販売業者等に確認しましょう。(システム改修も補助の対象になります。)

レジ改修も対象になります



キャッシュレス決済

ご注意ください!!

消費者ポイント還元の対象店になるためには、キャッシュレス決済の導入のほか、登録手続きが必要です。

登録の流れ

STEP.1

自分の店舗のキャッシュレス決済対応状況を確認

今使っている決済手段を継続利用

新しく導入したい/プランを見直したい

STEP.2

加盟店 ID*1 を持っているか確認

契約したい決済事業者を選び、本制度参加のための手続きを問い合わせ

STEP.3

はい
契約したい決済事業者に加盟店 ID を伝え、契約情報と端末情報を登録

いいえ
現在契約している決済事業者*2 に連絡し、加盟店 ID の発行を依頼

加盟店IDの発行

*1 本制度の登録時に全対象店に割り当てられる13桁の番号です。

*2 複数社の決済事業者と契約している場合は、いずれか1社で加盟店IDの発行を依頼してください。

STEP.4

登録審査
(詳細)①決済事業者による審査(数週間～1ヶ月程度)
②決済事業者から国(事務局)へ登録申請
③国(事務局)による審査(数週間～1ヶ月程度)

申請から登録まで審査に約2ヶ月は必要です。早めに申請しましょう。



「キャッシュレス・消費者還元事業」の対象店として登録完了!

事業期間

消費者ポイント還元期間：2019年10月1日～2020年6月30日

消費者ポイント還元加盟店登録受付期間：～2020年4月下旬

